

第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）

1. 策定の背景と趣旨

市民の様々なニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、魚津市次世代育成支援行動計画を引き継いだ子ども・子育て支援の総合的な計画に、子ども・子育て支援法に基づく「魚津市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定した。この計画が平成 31 年度末をもって、終了することから、国が提示する基本方針に沿って、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、子ども・子育て支援施策に関する利用者ニーズの把握など市民からの子育て支援に関する意向調査を改めて実施し、教育・保育の「量の見込み」を算出し、市の基本方針、目標設定、目標達成に向けた各種取組を検討し、平成 32 年度から平成 36 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期 魚津市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

2. 計画の役割と位置づけ

「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める。

「魚津市総合計画」や「公共施設再編計画」等、各種関連計画と連携・整合を図り、「魚津市次世代育成支援行動計画（後期）」を継承する。

3. 策定期期

平成 32 年 3 月

4. 計画期間

平成 32 年度から平成 36 年度まで

5. 計画で定める事項

- (1) 子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項各号及び第 3 項各号に定める事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 2 項各号に定める事項

6. 計画の策定体制

計画策定にあたり、「魚津市子ども・子育て会議」において子どもの保護者や子ども・子育てに係る当事者等の意見を反映させながら策定する。

7. 計画策定スケジュール

別紙参考スケジュール